

広島県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第八百五十九号で認可した広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十四日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成三十年広島県告示第八百五十九号の事業地に廿日市市佐方四丁目、佐方、宮内一丁目、宮内字長尾、字宮迫、字大方、字野坂、字東岡迫、字西岡迫、地御前北一丁目、対厳山一丁目、対厳山二丁目、対厳山三丁目を追加し、同告示の事業地のうち佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、山陽園、宮内字新屋敷、字北山、字針田、字砂原、字的場、字東畑口、字高通、字六本松、字佐原田、字鏡田、字玉野井、峰高二丁目、宮内四丁目、宮園二丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、福面一丁目、宮島口西一丁目、宮島口西二丁目、深江一丁目、深江三丁目地内において事業地を変更する。